

會學濟經學大國帝都京

叢論 經濟

號二第卷七十五第

統制經濟の運營……………高田保馬

支那銀行業の整備課題……………徳永清行

ペツテイの經濟理論……………白杉庄一郎

支那財政改革運動の起點……………柏井象雄

明治初年に於ける日本經濟への内省……………堀江保藏

合衆國海軍委員會「アメリカ海運の經濟的調査」……………佐波宣平

叢報

行發月八年八十和昭

支那財政改革運動の起點

柏井象雄

一 近代支那財政史を貫く運動

近代支那財政史の上には夫を貫く一つの大きな動きがある。財政權の中央への集中と財源の中央に依る確保の爲に、清末以降くり返しく返しく試みられて來た一聯の努力がそれである。即ち光緒二十二年（一九〇六年）に將來憲政を實施すべき旨の上諭が下され、その中に財政制度の改革をも併せて行ふと述べられてゐたが、爾後國民黨の財政改革に至る迄、次の様な一聯の運動が前述の線に沿つて續けられてゐる。

光緒三十四年 御史趙炳麟に依る財政權の統一と國稅地方稅劃分に關する上奏

「……臣細想整理財政之法。苦非設立財務行政各關。而今度支部握統一大權。……一切租稅分作兩項。一國稅。以備中央政府之用。一地方稅。以備地方行政之用。改布政使爲度支使。每省一員。統司全省財政出入。征收國稅及地方稅。直接度支部。」

清朝の財政制度改革に關する計畫發表

「第一年 清理財政章程の頒布、第三年 各省歲出入額の調査と地方稅章程の制定、第四年 地方稅章程の頒布と國家稅章程の制定、第五年 國家稅章程の頒布」

清理財政章程（八章三十四條）を制定し度支部（戶部）に最高財政官廳としての實權を與ふ、即ち從來督撫に隸屬した布政使を度支部に直屬すべきものと定む

宣統元年（一九〇九年） 全國財政事情の調査と國家稅章程・地方稅章程制定準備の爲清理財政處辦事章程及び各省清理財政局辦事章程を制定

支那財政改革運動の起點

第五十七卷 一四九 第二號 四九

1) 賈士毅、民國財政史上及び續民國財政史（一）李權時、國地財政劃分問題、臨時臺灣慣習調查會、清國行政法分論、卷五、沈乃正、清末之督撫集權、中央集權與同著辦公、（清華大學、社會科學、二一二年民國二十六年一月）、財政部、財政年鑑上、（民國二十四年）、中華民國法規大全 第三冊（民國二十五年）

仕(差餉)・漕糧等の基礎の上に立つものが前者に屬し、御用金・賣官收入及び土地と農民に對する課税(地賦・丁賦後に口賦)を中軸とし鹽稅・關稅・その他雜稅(茶課・漁課・鹽課・當稅・牙稅・契稅等)を以て補充稅とする租稅體系からの銀兩に依る收入等に基礎を置くものが後者に屬してゐた。此等の中でも銀兩に依る租稅收入は清朝財政に於て最も重要な地位を占めてゐたが、特に貨幣經濟の普及に伴つて當然その重要さを加へて行つた。然し清朝の財政機構は、租稅收入が擔稅者から引き上げられて、夫が直ちに清朝の金庫に流れ込むと云つた様な單純な仕組になつてゐるのでは無く、租稅收入を擔稅者から清朝に通ずる導管の間には、各省長官としての督撫が大きな障礙物として立ちほだかつてゐたのである。即ち先づ各省財政擔當者としての地位にあつた布政使の手にかき集められた租稅收入の中一部は地方經費に充當され(存留)、その殘餘が督撫の責任に於て中央財政官廳たる戶部に送付されたのである(起運)。しかも布政使は戶部に直屬するものでは無く督撫に隸屬するものとせられ、戶部と督撫は同一の資格に於て皇帝に隸屬するものであつた爲、擔稅者から戶部に租稅收入を通ずる管が督撫に依つて遮斷された場合にも、自己の權限のみを以てしては之に對處し得ず、只皇帝の權威を待つて始めて督撫に干渉し得たに過ぎない。即ち租稅收入が順調に清朝の金庫に流入するか否かは全く清朝そのもの、權力に依存してゐたのである。此の様な財政機構の上に立つてゐた清朝は、督撫の中央への送金に關して極めて嚴格な規定を設けてゐたが、此の規定そのものが督撫に依つて遵守されるか否か、已に清朝權力の盛衰にかゝつてゐたのである。勿論鹽稅・茶稅等に關しては夫々中央直屬の徵收機關(關道・鹽法道・茶馬道)が設置されてゐたが、後には此等の機關も督撫の支配下に置かれ或はその兼任となつた爲に、何れもその他の租稅と全く同一の運命の下に置かれる事となつた。

てゐる。(李權時、前掲書三一四頁)。
 3) 清國行政法、卷五、三八一—四二頁、五四五—一五四六頁、拙稿、清朝末期に於ける外債、(東亞人文學報一の一)。
 4) 清國行政法、卷五、一四頁、三〇—一頁。

此の様な機構の下にあつてもその初期には、強力な清朝の権力に擁護され、しかも「諸事節約」を旨とし「量入定出」の原則を財政運営に於ける最高の理想として固守してゐた爲に、邊境の擾亂・明の遺臣の反抗等に多大の軍費を要したにも拘らず、財政は極めて安定した状態を維持し、引き續いて免稅・減稅の試みを爲し乍らも、他面金庫には多額の剩餘金を貯へてゐた。⁵⁾然し清朝初期に於ける此の様な財政状態は已に乾隆帝の頃を頂上として破綻の兆候を示し始めて來る。即ち此の頃から「諸事節約」の努力が次第に弛緩し宮廷に於ける奢侈の増大が目立つて來る。その結果として清朝財政は已に窮乏への端緒に立つ事となるのである。更に宮廷に於ける奢侈増大の社會に對す影響への怨嗟の聲も漸定高まり清朝権力崩壞の萌が見え始める。即ち

「康熙南巡、爲治黃河。而乾隆南服無事。徒數千百万之庫務。」

「所費較之康熙時代、殆十倍之。清蹕所至、戲臺、絲棚、龍舟、鑿船等物、沿途點綴。水行巨舟千百艘、四圍皆侍衛武職、役夫乘勢稱威、強向人民勒索、有不與者、以礙皇駕、立毀其宇、百姓怨聲載道。」⁶⁾

等に依つて其の當時の事情を窺ふ事が出来る。かうして已に窮乏の兆を示し始めた清朝財政は、更にその後に於ける農村疲弊に基く農民一揆・邊境の擾亂等の續發に依つて多額の軍費を要し、漸次窮乏への道を辿つて行くのである。あたかも此の間の事情を裏書きするかの様に、その初期には多額に上つてゐた剩餘金も此の頃から減少し始める。

清朝初期に於ける剩餘金額 (單位千兩)⁹⁾

康熙四十八年	五〇,〇〇〇餘	康熙六十一年	八,〇〇〇餘	雍正年間	五〇,〇〇〇餘
乾隆初年	二〇,〇〇〇餘	乾隆四十六年	七,〇〇〇餘	乾隆五十四年	六〇,〇〇〇餘
嘉慶十九年	二,〇〇〇餘				

5) 賈士毅、民國財政史上 四一七頁、百瀬弘、清朝の異民族統治に於ける財政經濟政策、(東亞經濟研究所報、二〇)。
6) 羅玉東、中國釐金史上 三頁。
7) 蕭一山、清代通史中 六一頁。

しかも此の趨勢は、阿片戦争・英佛聯合軍の北京進入・太平天國の亂等重大な事件の發生する毎に加速度を加へて行く。此の様な事態に直面して、清朝は夫等に基く經費膨脹に對應する爲に收入増加の道を求めあらゆる財源を漁りつくす。然し前資本主義的な段階に停滞してゐた當時の支那社會の經濟力が、軍費の膨脹・賠償金の負擔等に基因する膨大な財政要求に應じ得る筈も無く、財源調達爲の清朝のあらゆる努力を無効に終らせ、益々財政状態を窮乏の裡にかり立て、行くのである。例へば此の様な社會を對象として收入増加の方法を講ずるとしても、許される手段は只從來から存してゐた税源の上により大きな負擔を課する位のものであつた。此の様な状態にあつた支那社會が急激な經費の膨脹に應ずる程の新しい財源を提供し得る筈も無かつた。従つてその頃から清朝の初期にしきりに行はれた免税・減税等の仁政が全く忘れ去られたかの様に、從來から利用されてゐた課税對象の上に各種の名目で附加税が賦課され、或はその税率が何回となく引き上げられてゐる。そして土地と財貨の消費が何時もその對象として動員されてゐた。¹⁰⁾特に太平天國の亂に際して軍費支辨の爲に創設された釐金は、忽ちにしてその課税の範圍が全國に擴大され、課税對象としての財貨の種類も徴收の場所も著しく増加してゐる。¹¹⁾然し此の様にして經費の膨脹に對處する爲に許される限りのあらゆる手段が採られたとしても、まだ資本主義社會と稱し得る程の状態にまで達してゐない支那社會の擔税力にも自ら一定の限界があり、此の事實に依つて財窮乏から免れようとする清朝の努力は著しく阻害されざるを得なかつたのである。

のみならず農民一揆或は邊境の擾亂にしろ、夫に續いた阿片戦争・英佛聯合軍の北京進入或は太平天國の亂にしろ、すべて清朝の支配權に對して重大な影響を及ぼし、その支配權に大きな龜裂を生ぜしめるものであつた。かうしてその支配權に生じた龜裂は、當然清朝の強力な權力を前提としてのみ順調に運轉されてゐた財政にも影

8) 清代通史中 六二頁。

9) 羅玉東、前掲書、三頁。

10) 賈士毅、民國財政史一〇一一四頁、朱傑、中國租稅問題、六〇一七〇頁。

11) 羅玉東、前掲書、二二、六四、八二頁、Pakong Chu, Der Staatshaushalt und

響を及ぼさざるを得ない。即ち強力な權力の存在に依つてのみ圓滑に運営されてゐた財政機構は此の様な清朝の權力喪失に伴つてその機能を停止し、租稅收入を擔稅者から清朝の金庫に通すべき導管の中間に立ちはだかつてゐた將撫に依つて、租稅收入の大部分が抑留され、清朝の財政を一層苦境に追ひ込んで行つたのである。

かうして此の頃から清朝財政は、經費の膨脹と前資本主義的な段階に止る支那社會の擔稅力に割された狹隘な限界、更に特異な財政機構と云ふ三つの原因に依つて、窮乏から免れる可きあらゆる手段を奪はれ、益々その深みに陥つて行く事となる。そして遂に財政機構そのものへの反省を要求するに至るのである。

二 財政の窮乏と外債の累積

此の様な環境の下に置かれてゐた清朝が、財政窮乏を糊塗すべき方法として選んだのが外債依存政策であつた。清朝は同治四年（一八六五年）伊犁地方に於ける回教徒の亂平定に際して、その急に應ずる爲に露西亞から軍器・彈藥・糧食等を借り入れ外債依存の端緒を開いたと云はれてゐる。爾後財政窮乏から免れるべきあらゆる道を閉ざされた清朝は、新しい經費の生ずる毎に絶えず此の最も安易な方法に依頼するのである。¹²⁾

清朝が財政窮乏を糊塗する爲に選んだ外債依存の傾向は、特に日清戰爭に於ける戰費の調達と賠償金の負擔に依つて拍車をかけられる。戰爭に直面して戰費捻出の爲に清朝の選んだ所は、(一)不急經費の流用と節減、(二)賣官收入・御用金等の方法であつたが、只此等の方法だけで尠大な戰費を支辨し得る筈も無く、更にヨーロッパ諸國の先例に倣つて内國債を發行する。¹³⁾ 然し公債の成立を可能ならしめる可きあらゆる社會的條件を缺いた支那社會に於て、單純にヨーロッパ諸國に採られてゐた公債政策の形骸のみを模倣したところでは夫が成功し得る筈

das Finanzsystem Chinas 1937, S. 64.

12) 田村幸策、支那外債史、一九一二五頁、陳其田、甲午前中國外債攷、(燕京大學、經濟學報二) Ilonkong and Shanghai Corporation (Encyclopaedia Sinica)

13) 東亞同文書院、支那經濟叢書、第一輯、七九二頁、七九五頁。

も無く、清朝が戦時財政政策の常識に従つてその一環として選んだ公債政策は慘澹たる結果に終るのである。¹⁵⁾
くて最後の活路が外債に求められ之に依つて辛うじてその急を凌ぐのである。

戦争の結果賠償金として清朝に課せられた金額は總計二億三千五百萬兩に上り、その支拂期に關しても嚴格が規定が定められてゐた。已にあらゆる手段に訴へ乍ら戦費の調達にさへも失敗せざるを得なかつた清朝財政にとつては、之だけの金額をしかも定められた期日と期間内に國內に於て調達する事は明に困難な問題であつた。取り敢へず第一次・第二次の賠償金は露・佛並びに英・獨の銀行團からの借款に依つてその責を果し、殘額の支拂に充當すべき財源を内國債（昭信票）の發行に求める事とする。その成功の爲に清朝はあらゆる努力を拂ふが、僅に五百萬兩を入手し得るのみで、¹⁶⁾再び英獨銀行團に依頼する事に依つて辛うじて賠償金支拂の責任を果すのである。

當時ヨーロッパ諸國に於ては夫々の經濟の躍進的なる發展の結果、國內の需要額を超へる膨大な資本が蓄積されそのハケロが國外に求められてゐた。しかも夫等の諸國は資本輸出を通じて自己の勢力圏を國外に確立しようとなつてゐたのであつた。あたかも此の様な事態が清朝の外債依存と結びついたのであつた。従つて此の様な事情に助けられて清朝の外債政策は絶へず極めて容易に成功する事が出来た。のみならず清朝の外債依存政策を繞つて常に債權國の間に激しい争が繰返されてゐた。彼等は清朝の外債依存に應へる事に依つて支那社會に於ける自己勢力圏を擴大すると共に、更に清朝の政治機構の中樞に迄も喰ひ入り内面から夫々の勢力圏の確保を擁護しようとしたのであつた。此の様な意圖を債權國の何れもが持つておればこそ、それ自身資本輸入國であつた露西亞でさへも此の争覇戦に参加して大きな役割を演じてゐた。¹⁷⁾清朝が外債に依存すればする程債權國の支那社會に

14) 東亞同文書院、前掲書、七九二一八〇一頁。

15) 東亞同文書院、前掲書、八〇七頁、拙稿、日清戦争に於ける清朝の財政政策、(東亞經濟論叢一の二)。

16) 東亞同文書院、前掲書、八二二一八二七頁。

對する支配權はその廣さと深さを加へて行つた。¹⁷⁾例へば日清戰爭の賠償金を原因とする外債を繞つて露・佛と英・獨の銀行團の間には極めて激しい争が續けられてゐた。又外債に對しては必ず擔保が請求せられた他各種の權益が要求されてゐた。日清戰爭の賠償金支拂ひの爲の外債に應ずる事に依つて、露西亞は滿洲に於ける鐵道敷設權と鑛山探掘權を獲得し、英國は同國人の關稅行政に於ける總稅務司としての地位を確保した。その他英國に依つて借款提供の代償として、ビルマから揚子江に通ずる鐵道敷設權と財政監督權が要求されてゐる。よし有形の特權が要求されず又與へられなかつたとしても、外債を通じて債權國の清朝に對する壓力は夫だけ強化され、清朝は夫だけ彼等の政治的な意思に服従しなければならなかつた。此の頃から多くの鐵道借款が起されてゐるが、之に依つて敷設せられるべき鐵道の資材はすべて債權國のものが利用されねばならなかつたし、該鐵道の經營權・利潤も債權國の支配下に置かれねばならなかつた。そのみでなく鐵道線路を中心とする地帯は當然債權國の勢力圏の中に組み入れられたのであつた。

かうして清朝の要求に應じて極めて容易に外資が清朝財政に流れ込んで來たが、資金は清朝の金庫を経由する丈で、より以上の重い負擔を残し財政を窮乏の裡に追ひ込み乍ら出て行つた。しかもその都度資金の背後には債權國の政治的な意思が伴つて清朝の政治機構の内部に喰ひ入つて行き、清朝に對する支配權を強化し支那社會に於ける夫々の勢力圏を擴大して行つた。

勿論事態が此の様に進展する儘に放置されてゐた譯では無く、清朝は財政再建の爲に各種の努力を拂つてゐる。例へば日清戰爭の後戦後財政の經營の爲には、

(一) 經費節減 制兵の裁減・局員手當金の減額・加俸の減額

17) C. F. Remer, *Foreign Investment in China* 1933, P. 121.

18) T. W. Overlach, *Foreign Financial Control in China* 1919, pp. 24—26.
拙稿、清朝末期に於ける外債、(東亞人文學報一の一)。

(二)増 稅 鹽稅・茶及び砂糖釐金・烟草稅の引上

等の方法を探り、義和團事件に基く賠償金捻出の爲には、

(一)經費節減 虎神營・曉騎營・護軍營に對する手當金の節減、神騎營・歩軍營・練兵經費の節減、官吏・兵丁米穀換算給與の停止、沿海江上各防備費及び勇營・練軍・綠營經費の節減

(二)増 稅 家屋稅・田賦附加稅の新設、鹽稅・土藥及び茶釐金の引上げ並びに租稅徵收に於ける官吏中飽の嚴禁、等の方法を選んでゐる。²⁰⁾

然し清朝が此の様に健全財政政策の常識に倣つて經費の節減或は増稅等の方法を探つたとしても、何れの場合にも極めて顯著な限界が夫々に對して劃されてゐた。第一に清朝財政に於ける經費膨脹の一つの大きな原因は外債の元利償還に基くものであつた。例へば光緒末年には外債の元利償還費はその全收入の二分の一に上つたとさへ云はれてゐる。²¹⁾ 従つて財政整理に對する經費節減の效果に關する限界が先づ此の點に劃されてゐた。第二に當時支那の社會機構乃至經濟機構はまだ前資本主義とも云ふべき段階に止つてゐた。工業生産に關しては都市に可なり大規模なマヌファクチュアが現はれてゐた。特に阿片戰爭以來新官僚に依つて企てられた支那社會を新しい方向に發展させようとする努力に依つて、近代工業もその萌芽を現はしてゐた。商業資本も古くから政府の庇護の下に貿易獨占・鹽の販賣獨占到従つてゐた關係上ある程度まで蓄積されてゐた。此等の事實と阿片戰爭以來のヨーロッパ商品の進出に促されて、農村も自給經濟圏を縮少し漸次交換經濟の中に巻き込まれてゐた。特に日清戰爭後に於けるヨーロッパ資本の支那への進出は前資本主義的な段階に踏み止つてゐた支那社會を、大きな力をもつてその根底からゆり動かし舊い機構を掘りくづし乍ら次第に夫に代へて新しい組織を植えつけ始めてゐた。然し此の様に舊いものに取り代つて新しいものが生れ出ようとはしてゐたものゝ、支那社會はまだ資本主義社會

19) 賈士毅、民國財政史、二〇頁。
20) 賈士毅、民國財政史、二三頁。
21) 木村增太郎、支那財政論、四五頁。

と云ひ得る段階に達してゐなかつたのである。従つて此の様な性格を持つた社會機構乃至經濟機構を對象として増稅政策が採用されたとしても、その様な社會に於て夫から大きな成果を期待する事は明に無理であつた。社會の擔稅力にも自ら限度があり、舊い稅源の上により大きな負擔を課して見たところで夫だけの効果を期し得る筈が無かつた。又その頃新しい租稅として所得稅の採用が一部に提案されてゐたが、その成立に資本主義の高度の發展を前提條件とする所得稅が此の様な社會に於てその効果を發揮し得る筈が無かつた。正に此の様な事情の裡に増稅政策に對する嚴しい限界が劃されてゐたのである。あたかも此等の事實を裏書きするかの様に、日清戰爭の後及び義和團事件の直後、清朝の財政が夫等の事件に基いて益々窮乏の裡にかり立てられた時、夫に對應する爲に經費の節減・増稅等の方法が採用されたにも拘らず夫等に依つて所期の目的を達し得ず、只從來の例に倣つて外債に依存する事に依つてその場を凌いでゐる。例へば日清戰爭の後には此の頃から起された鐵道借款を流用し—光緒二十三年に於ける白耳義からの蘆漢鐵道公債四千五百萬磅及び光緒二十四年に於ける英國からの山海關内外鐵道公債二百三十萬磅—義和團事件の後には滙豐銀行から光緒三十年百萬磅の借り入れを爲してゐる。²⁴⁾

此の他に財政整理の爲の清朝のあらゆる努力を無効にする今一つの事情があつた。その特異な財政機構が即ちそれであつた。特に此の財政機構に基く障害は、日清戰爭・義和團事件等の結果清朝がその權力を喪失するに従つて益々大きな影響を財政に及ぼしてゐた。例へば義和團事件の後その賠償金の一部が各省に割り當てられた。その際清朝の要求に應ずる爲に増稅等の方法に依つて財源の捻出に努める若干の省もあつたが、多くは全く清朝の要求に應ずる丈の努力さへも示さなかつた。各省分擔額と清朝への送金額を示す次の表に依つて清朝權力失墜

22) L. P. Chen, *Income Tax in China 1937*, P. 53. 趙豐田、晚清五十年經濟思想史、二七三頁。

23) 木村增太郎、前掲書、四四四頁、朱俛、中國財政問題一〇六頁。

24) 賈士毅、民國財政史下 一〇八二—一〇八三頁。

の一斑を窺ふ事が出来る。²⁵⁾

省	分擔額 (千兩)	送金額 (千兩)	省	分擔額 (千兩)	送金額 (千兩)
江蘇	二,700	一,七五〇	湖北	一,100	八〇〇
浙江	一,700	九〇〇	新疆	四〇〇	二〇〇
福建	八〇〇	五〇〇	雲南	四〇〇	二〇〇
陝西	六〇〇	四〇〇	四川	一,100	一,一〇〇
廣東	二,000	一,500	山東	九〇〇	六〇〇
山西	九〇〇	六〇〇	廣西	三〇〇	二〇〇
湖南	七〇〇	四〇〇	江西	一,000	九〇〇
安徽	一,000	七〇〇	河南	九〇〇	四〇〇
甘肅	三〇〇	二〇〇	直隸	八〇〇	五〇〇
貴州	二〇〇	一〇〇	合計	一八,〇〇〇	一三,九〇〇

此の様に特別の分擔金が各省から送付されなかつた丈では無く、當然清朝に送付すべき部分でさへも清朝からの督促にも拘らず、當時各省に抑留されてゐた。²⁶⁾従つて増稅政策がたとへ許される限度内に於て効果を齎らし得たとしても、財政機構が従來の儘に放置されてゐる限り、清朝がその成果を直ちに吸収し得る由も無かつたのである。かうして清朝の財政は三つの方向に於て劃された狭い限界の中に閉ぢ込められ益々窮乏の度を加へて行つたのである。

之より先清朝の權力失墜に伴つてその權力を補強しようとする一聯の革新思想が擡頭し、その方向に沿ふ運動が展開されるが、あかたも此等の思想・運動の大きな流れが極度の財政窮乏と云ふ事實にぶち當つて、財政整理を妨げる一つの重大な原因であつた財政機構に對する反省と批判を爲し始める。そして清朝權力の再建と云ふ目

25) S. R. Wagel, Finance in China pp. 35—37.

26) Wagel, op. cit. p. 37.

的を持つた運動の一環として、財政機構の改革が問題として採り上げられるのである。

三 一聯の革新運動

阿片戦争・日清戦争と云ふ大きな事件に際會する毎に、支那社會に加はつて來る外力は益々強化され、之と併行して大きな段階を畫き乍ら清朝はその權力を失墜して行く。然しその都度外からの壓力を防ぎ清朝の衰運を盛り返さうとする運動が開始せられる。一つは阿片戦争の後曾國藩・李鴻章等に依つて提唱せられた富國強兵政策であり、いま一つは日清戦争の後康有爲・梁啓超等に依つて主張せられた變法自強の運動である。前者は生産力の増強と發展の裡にその手段を求め、後者はむしろ生産力の強化の前提として制度の變革を重視するものであつたが、何れも外から支那社會に加へられる壓力の強化と清朝の權力喪失の趨勢を阻止しようとする點に於て軌を一にするものであつた。²⁷⁾かうして革新的な思想の據頭と運動の展開の裡に、同じく清朝權力の再建を目的とする財政改革運動の背景が醸成せられて行くのである。

阿片戦争はそれ迄外部との一切の接觸を斷ち、一つの世界として自らの道を歩み獨自の生活様式を續けて來た支那社會を、夫と全く性格を異にするいま一つの世界と結び付けた重大な事件であつた。従つて夫だけに極めて大きな影響を支那社會に及ぼした。第一に清朝の權力に大きな龜裂が生じた。しかも清朝の權力に生じた此のヒツは、その後には於ける英佛聯合軍の北京進入・太平天國の亂等に依つて益々擴大するのみであつた。第二に阿片戦争を契機として新しい市場を求めて待機してゐたヨーロッパ商品が支那社會に殺到した。その後ヨーロッパ商品は一層大きな力をもつて支那社會の内部に浸透して行つた。そして獨立の地盤の上に營まれてゐた支那社會の

27) 平瀬己之吉、近代支那經濟史 二〇九—二一〇頁。

傳統的な生活様式を漸進的乍ら變貌させ始めた。例へばヨーロッパ商品の進出は都市手工業者の生活に大きな脅威を與へ、農村の自給經濟圏の範圍を縮小して行つた。そして次第に支那社會の安定をくづして行つたのである。支那社會に現れた此等の變化は當然清朝の權力にも影響を及ぼし、已に危險に瀕してゐた清朝權力の基礎を動搖させ乍ら更に夫を崩壊させて行つた。此の様な事態に直面して生れて來るのが會國藩・李鴻章等の主張に基く富國強兵政策である。即ち富國強兵政策を遂行する事に依つて、對外防備の強化と治安の維持を計り、外力の侵入を防ぐと共に清朝の權力失墜の趨勢を阻止しようとしたのであつた。しかも彼等が此の目的達成の爲に求めた究極の手段は支那社會に於ける生産力の増強と發展にあつた。特にその線に沿ふものとして先づ軍事生産力の増強と發展が彼等に依つて企圖される。阿片戰爭に直面して軍備充實の必要を強調した林則徐の思想が、彼等の富國強兵政策に迄發展し體系化せられ、その具體的政策の實現に依つて一定の軌道の上に乗る事となるのである。

富國強兵政策の具體的手段としての軍事生産力の増強は、同治元年會國藩の提唱に基く軍機所の設立に端を發し次第に發展して行くのであるが、此の運動は更に同治十一年李鴻章の主張に依る輪船招商局の設立並びに光緒八年李鴻章の上海機器織布局設立の奏請等²⁸⁾を轉機として他の部門にまでも擴大され、官營の或は官督商辦の近代設備を持つた工場が各地に設立されて行く。かうして富國強兵政策に推進されて支那社會は傳統的な殻を破り華々しく官營資本主義への道を一步前進するかに見える。然し乍ら支那社會を一段引き上げる爲の此の様な上からの呼び懸けにも拘らず、支那社會は此等の運動に對して何等の反影をも示さない。會國藩・李鴻章等の富國強兵政策の主張は、云はゞ靜かな水面に突然投げ込まれた石の様なものであつた。夫が投げ込まれた瞬間には水面に波紋を呼び起した。然し波紋は忽ちにして消え水面はもとの靜けさに歸つた。波紋が波紋を呼び水面に大きな

28) 爾後各地に造船所造兵廠が設立され、留學生が技術修得の爲に海外に派遣される、その他天津には技術者養成の爲に學校が設立される、かうして富國強兵政策は軍事生産力を中心として進展して行く。

波動を生ぜしめると云ふ事は無かつた。日本にしろ獨逸にしろ夫等がより高度の發展段階にある社會と接觸した場合には、何れの場合にあつても國家が自ら社會を指導する事に依つて社會を一段高いレベルにまで引き上げたのであつた。勿論社會には已に伸び上らうとする地盤が醸成されてゐたが、社會が夫自らの單獨の力に依つて發展すると云ふよりも、むしろ國家の活動と援護を強く要求した。國家は之に呼應して強い力を以て社會をゆり動かし夫を指導してその目的を達してゐた。即ち國家が社會の自覺を促し社會自らの自覺に國家の強力な意思が働きかけ、此の兩者が双方から歩み寄り結び付いて社會は新しい段階にまで押し上げられて來たのであつた。あたかも富國強兵政策はその外貌だけは此等と全く軌を一にした。然し夫が同一の成果を收めるにはその爲に當然必要とされる強い力を缺いてゐたし、社會そのものにも夫を直ちに受け容れる丈の準備が出てゐなかつた。富國強兵政策は只その主張者達の頭の中に一つの理想案として構想されたものに過ぎなかつた。一應はその提案に基いて軍事生産力を中心として近代的な新しい設備を持つた工業が起り、夫が更に他の部門に迄も擴大されて行くが、支那社會の内部からその運動に呼應する丈の力と自覺が盛り上つて來ない。已に設立されたものさへも諸種の障碍に會つて充分に發展し得ない。かうして彼等の主張は支那社會に大きな波動を呼び起す事なく、その目的とした外力の防止と清朝權力の再建にも失敗する。

然し彼等の思想と運動は此の方向への一捨石としての意義を持ち康有爲・梁啓超等の變法自強の提案として繼承されて行く。即ち變法自強の提案は已に早くから康有爲に依つて、外力の防衛と清朝權力の強化を目的として主張されてゐたのであるが、更に日清戰爭に於ける敗戦を契機として大きな力をもつて展開されて行くのである。勿論變法自強の提案は富國強兵政策と異つて、あたかも富國強兵政策失敗の原因を衝くかの様に、生産力そのも

のよりもむしろ制度の變革に重點を置くものであり、先づ地盤を整へて然る後その上に進められる可き生産力の問題を採り上げようとするものであつた。然し外からの壓力を防ぐと共に清朝權力失墜の趨勢を阻止しようとする點に於て、全く同一の目的を追ふものであつた。即ち阿片戰爭を契機とする外力の強化と清朝權力失墜の傾向が、更に日清戰爭に依つて拍車をかけられる時、(一)君主立憲制の採用と中央集權の確立、(二)新軍の編成と訓練、(三)官吏制度の改革、(四)教育の普及、(五)財政制度の改革、(六)銀行の設立及び鐵道の建設、(七)産業の開發、等の廣汎な計畫を實現する事に依つて外力の侵透に對抗し併せて清朝權力の再建を企てようとしたのであつた。彼等の提案は光緒帝に依つて採用され、更に光緒二十四年帝に依つて夫と同一の方向を持つ變法の詔勅が下される事となるが、保守的勢力の妨害に依つて失敗に終りその實行が阻止される。然し次いで義和團事件に依つて清朝が重大な危機に直面すると共に、革新への運動は次第に力を加へ、祖法墨守の傳統の中に寢り乍ら革新的な思想と運動を抑壓しつゞけてゐた保守的勢力の中心をゆり動かし始め、遂に彼等自らをして此の運動の指導者たらしめる。そして光緒二十八年には康有爲等の變法自強の提案の中に盛りられてゐた思想がその儘採り入れられ、制度變革への準備が開始される事となるのである。

あたかも此の様な革新運動を背景とし又その運動の一環として、同一の目的を求めめる財政改革論が新しい内容を持つて登場するのである。即ち經費節減増稅等の方法を更に一歩進めて財政機構そのものを問題とし、夫の伴ふ根本的な問題を批判の對象として採り上げるのである。

四 財政改革運動への發足

極度の財政窮乏と一聯の革新運動の中から財政機構そのものを對象とする清朝の財政改革運動が生れて來るのであるが、その實行は光緒三十二年の憲政實施に關する上諭に端を發する。即ちその上諭の中には憲政實施と併せて諸制度の變革を行ふ可き事を掲げ、その一つとして財政改革が包含されてゐた。更に光緒三十四年の上諭に依つて九年の準備期間を置いて憲政を實施すべき事が公表せられるが、夫と共に財政改革に關聯するものとして次の様な計畫が明にせられる。

第一年 清理財政章程の頒布

第二年 各省歲出入の總數調査

第三年 各省歲出入總數の覆査・地方稅章程の制定・豫算及決算の試辦

第四年 會計法の制定・地方稅章程の頒布・國家稅章程の制定

第五年 國家稅章程の頒布

第六年 全國豫算の試辦

第七年 全國決算の試辦・會計法の頒布

第八年 皇室經費の確定・會計法の實行・審計院の設置

第九年 議會に提出すべき豫算の確定

即ち豫算制度の採用・會計法の制定・皇室經費と一般經費の分離と共に財政權の中央への集中と財源の中央に依る確保が、財政改革に於ける根本目標として示され、財政に於ける秩序の確立と窮乏の克服が此等の諸改革を通じて實現される事となつたのであるが、特に清理財政章程並びに國家稅章程・地方稅章程の制定は、財政權の中央への集中と財源の中央に依る確保を、従つて清朝の財政整理の爲のあらゆる努力に對して最も大きな障礙となつてゐた特異な財政機構の根本的改革を實現せしめるものであつた。

此の計畫は直ちに實行に移され先づ光緒三十四年には八章三十四條から成る清理財政章程が制定される。そして財政權統一の爲に度支部(戶部)の權限が擴大され、從來督撫に隸屬してゐた地方財政官廳たる布政使が度支部に直屬すべきものと定められる。次いで宣統元年には清理財政章程の定める所に従つて清理財政處辦事章程・清理財政局辦事章程が制定せられ、翌二年中央及び各省に清理財政處及び清理財政局が設立せられると共に、正副監理官が各省に派遣され財政整理と國家稅・地方稅劃分の準備調査に着手する。その結果として各省財政説明書が編纂され特に國家稅・地方稅劃分の基準が詳細に研究される。更に二・三年には試辦豫算冊式及例言、十二條・試辦全國豫算暫行章程・試辦各省豫算暫行章程・試辦特別豫算暫行章程等が制定され、此等に準據しつゝ正副監理官の調査に基いて宣統三年の豫算が編成される。かうして財政改革は財政權の中央への集中と財源の中央への確保を中心として漸次實行に移されて行くのであるが、第三年度までの計畫を實行し財政改革の基本方向を示した丈で、何等具體的な成果を擧げる事も無くすべてを未解決のままに残して、清朝は三百年に亙る支那支配の幕を閉ぢるのである。

辛亥革命を経て新しい政府が成立するが、革命後の新政府に依つても清末に示された財政改革の根本方針が繼承され、政局の不安定に基く再三に亙る政府の交代にも拘らず一貫して、財政權の中央への集中と財源の中央に依る確保の爲に大きな努力が拂はれる。そしてその線に沿ふ規定が繰り返し繰り返し定められて行く。然し此の様は一貫した大きな努力にも拘らず、政局の不安定・軍閥の抗争・各省の獨立運動等に妨げられて、財政改革運動は何れも失敗に終り、財政の實情は著しい窮乏と混亂に終始する。そして只外債・内債或は特殊國庫證券の發行に依つて辛うじて窮狀を糊塗するのである。政府が再三財政改革に關する同じ様な規定を定めその爲に大きな努

力を續けねばならなかつた事自體が、已に夫等が失敗に終らねばならなかつた事を證明するものである。例へば民國四年には中央解款考成條例が制定せられ、財政廳長の責任に關して極めて嚴格な規定が定められたにも拘らず、中央への送金額は僅少なものに過ぎなかつた。³⁰⁾ 又同年には中央專款制が定められ烟酒稅が中央專款とせられたが、多くの省に於ては烟酒稅收入が各省外債の擔保に供せられ或は夫々の軍費に充當せられてゐた。³¹⁾ かうして民國初期に於ては清末に示された財政改革に關する基本方向が受け繼がれて、その方針に沿ふ法律が何等となく制定されその目的への大きな努力がくり返されるが、此等の制度に生命を與へる丈の地盤が缺けてゐる爲に何れも何等の成果をも齎らし得ない。そして此の運動は更に國民黨に依つても續けられる事となるのである。

國民黨は已に早くからその財政政策に關して一定の方向を示してゐたが、特に財政權の中央への集中と財源の中央に依る確保を、從來の政府と同じくその中心問題として掲げてゐた。従つて早くから此の方向への努力が拂はれ、諸種の會議が開催される毎に此の目的實現の爲の提案が爲され、或は夫が法律として制定されてゐた。支那統一の進捗に伴ふ國民黨の勢力擴大に助けられて、此等の法律も從來のものと同異つて次第に力を持ち、清末以降の財政改革運動は國民黨の努力に依つて一應完成するかに見えた。財政部長も財政報告の度に財政改革の成功を誇張して傳へてゐた。然しその財政狀態は依然從來の窮乏狀態から解放される事なく、政府は銀行と結びつき、何等の計畫をも伴はない公債政策に依つて財政を運営しつゞけてゐたのである。勿論民國二十四年の孔財政部長の前々年度及び前年度に關する財政報告に於ては、政府收入不足の根本原因として、(一)共匪討伐に基く軍費の増大、(二)經濟建設費の増加、(三)水害復舊の爲の經濟等が掲げられ、租稅收入は漸増の傾向にあり國民黨の財政改革は着々その成果を擧げつゝあると主張せられてゐた。³²⁾ 然し財政改革の結果が遵守せられてゐたのは僅かに

30) 賈士毅、民國財政史上、六〇一—七二頁。

31) 橋川波、支那の烟酒稅、四六一—五七頁。

32) The China Year Book, 1935, pp. 488—484.

國民黨支配權の及ぶ地域に限られ、一應形式的にこそ國民黨の支那統一は完成されたかの觀を呈してゐたが、多くの省に於ては夫等の規定が守られず、租稅收入は依然抑留され夫々の經費に充當されてゐた。³³⁾ 租稅收入の増加は財政改革の結果よりもむしろ再三行つた關稅・鹽稅・統稅の稅率引き上げに依るものであつた。かうして國民黨の財政改革に依つてもやはり從來と同じくその形式が整へられた丈で、清末以降引きつゞいて行はれて來た財政權の中央への集中と財源の中央に依る確保の爲の運動は、尙完成される事なく、中央と各省との財政關係の中には舊いものがまだ生き残つてゐたのである。

僅かに近代支那財政史の一つの側面から見るに過ぎないが、其處に示された事實の裡に、我々は支那財政の持つ一つの特長を更に支那經濟乃至社會の持つ性格の一端を、此の狭いすき間を通じて窺ふ事が出来るのである。